

厚生労働大臣指定講座 教育訓練給付制度

対象講座

- ・普通第二種免許
- ・準中型免許

訓練経費の **20%** が戻ります!

講座名	所持免許		夏期間(税込)	冬期間(税込)
普通第二種免許 (MT/AT)	大型/中型/準中型	教習料金(仮免許申請料 その他経費含む)	¥238,975	¥244,475
		給付金(訓練経費の20%)	¥45,771	¥46,871
	普通/AT限定普通	教習料金(仮免許申請料 その他経費含む)	¥257,785	¥263,285
		給付金(訓練経費の20%)	¥49,533	¥50,633
準中型免許	なし/原付/小型特殊	教習料金(仮免許申請料 その他経費含む)	¥434,325	¥439,825
		給付金(訓練経費の20%)	¥82,313	¥83,413
	普通	教習料金(仮免許申請料 その他経費含む)	¥152,175	¥157,675
		給付金(訓練経費の20%)	¥27,071	¥28,171
	普通AT	教習料金(仮免許申請料 その他経費含む)	¥178,575	¥184,075
		給付金(訓練経費の20%)	¥32,351	¥33,451
準中型免許 5t限定解除	準中型免許(5t限定)	教習料金(仮免許申請料 その他経費含む)	¥68,200	
		給付金(訓練経費の20%)	¥12,320	
準中型免許 5t・AT限定解除	準中型免許(5tAT限定)	教習料金(仮免許申請料 その他経費含む)	¥96,800	
		給付金(訓練経費の20%)	¥18,040	

手続きの流れ

① ハローワークに「教育訓練給付金支給要件照会票」提出

② ハローワークで受給資格を確認「回答書」を受け取る

③ 桑園自動車学校で入校手続き

④ 桑園自動車学校で卒業検定合格後「修了証明書」を受け取る

⑤ ハローワークに「給付金支給申請書」を提出する

※卒業検定合格の翌日から1ヶ月以内

⑥ 給付金の支給

厚生労働大臣指定講座 教育訓練給付金対象者

- ① 雇用保険の被保険期間が3年以上ある方
- ② 雇用保険の被保険期間が3年以上あった方が資格喪失(離職)してから1年以内の方
但し、初めて教育訓練給付の支給を受けようとする方は、被保険者期間が1年以上あれば可

その他

- ① 普通免許とは、平成29年3月12日以降の普通車(MT)所持者のことです。
- ② 冬期間とは12月～3月の間で冬期料金がかかる場合のことです。
- ③ 教習料金に含まれている写真代・検定料・その他諸経費は、訓練経費に含まれておりません。

※(注1) AT限定所持者が二種MTを取得する場合は、事前に「限定解除」が必要です。
※(注2) 教習料金には、写真代・検定料・その他経費が含まれております。

北海道公安委員会指定・技能試験免除校

 桑園自動車学校

※詳しくは、ハローワークインターネットサービスの教育訓練給付制度・講座検索をご覧ください。